

# 津久見市スポーツ施設指定管理者募集要項

津久見市教育委員会生涯学習課

令和元年10月

## 目 次

	ページ
1 指定管理者制度の趣旨	1
2 施設の設置目的及び概要	1
3 指定管理者が行う業務の範囲	3
4 経理に関する事項	4
5 管理の基準	5
6 責任の分担	7
7 指定期間	7
8 指定管理者の公募に関する事項	7
9 応募に関する事項	9
10 応募書類	9
11 申請に際しての留意事項	10
12 審査及び選定に関する事項	11
13 選定結果の通知	11
14 協定に関する事項	12
15 モニタリング及び実績評価に関する事項	13
16 引継業務	13
17 その他の事項	13
18 添付資料・様式	14
19 資料1「責任分担表」	15
20 問い合わせ先	16

## 1 指定管理者制度の趣旨

地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービス向上と経費の節減を目指すため、「指定管理者制度」が導入されました。

「指定管理者制度」は、これまでの管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共的団体に限らず、民間事業者等（団体であること）も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

津久見市では、津久見市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の管理運営に民間の能力を発揮し、サービス向上や経費の節減を行うことができる団体を募集します。

### 【根拠法令】

地方自治法第244条の2（第1、2項省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## 2 施設の設置目的及び概要

### (1) 設置目的

スポーツ施設とは、市民の健康増進とスポーツ振興を図るという理念に基づいて設置された施設です。

### (2) 施設の概要

ア 名称 津久見市スポーツ施設（下記施設の総称）  
津久見市総合運動公園（市民野球場・市民体育館・テニスコート・サニーホール・多目的グラウンド）、  
津久見市営グラウンド、津久見市営彦ノ内グラウンド、津久見市営西ノ内グラウンド、津久見市武道館

### イ 施設の内容

#### (ア) 津久見市総合運動公園

名称	市民野球場
所在地	津久見市大字千怒 5338 番地
施設概要	野球場：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 照明施設：耐候性鋼材 グラウンド 両翼：92m センター：120m

	延床面積：7,321.93 m <sup>2</sup> 収容人員：10,000人（内野7,000人 外野3,000人） 夜間照明施設：支柱6基 204灯 駐車場：普通車約300台
完成年月日	昭和63年8月31日（照明施設：平成2年5月31日）

名 称	市民体育館
所 在 地	津久見市大字千怒 5338 番地
施設概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 延床面積：2,209.21 m <sup>2</sup>
完成年月日	昭和 61 年 2 月 28 日

名 称	テニスコート
所 在 地	津久見市大字千怒 5338 番地
施設概要	コート：セミアンツーカー（一部全天候）4 面 夜間照明施設：10 基 48 灯 面積：2840 m <sup>2</sup>
完成年月日	昭和 59 年 11 月 30 日 ※平成 30 年 3 月人工芝生化

名 称	サニーホール
所 在 地	津久見市大字千怒 5339 番地
施設概要	鉄筋造テフロン膜ドーム式屋根（一部 2 階建） 多目的大ホール・多目的小ホール・研修室 延床面積 1,898.49 m <sup>2</sup>
完成年月日	平成 5 年 1 月 10 日

名 称	多目的グラウンド
所 在 地	津久見市大字千怒 5338 番地
施設概要	面積：6,600 m <sup>2</sup> （芝生）
完成年月日	昭和 63 年 8 月 31 日（芝生 平成 22 年 9 月 5 日）

※ 付帯施設：ジョギングコース・アスレチック広場・望海公園

(イ) 津久見市営グラウンド

名 称	津久見市営グラウンド
所 在 地	津久見市宮本町 20 番 15 号
施設概要	グラウンド：野球用 1 面 照明施設：8 基 56 灯 面積 8,549 m <sup>2</sup> （真砂土他）
完成年月日	昭和 12 年 4 月 20 日 平成 9 年 3 月 31 日改修

(ウ) 津久見市営彦ノ内グラウンド

名 称	津久見市営彦ノ内グラウンド
所 在 地	津久見市大字津久見 880 番地
施設概要	真砂土（外野：芝表層仕上） 右翼：61m 左翼：63m 面積：5,100 m <sup>2</sup>
完成年月日	平成3年3月25日

(エ) 津久見市営西ノ内グラウンド

名 称	津久見市営西ノ内グラウンド
所 在 地	津久見市大字津久見 6776 番地の 2
施設概要	真砂土（外野：芝表層仕上） 右翼：68m 左翼：67m センター：77m 面積：5,174.99 m <sup>2</sup>
完成年月日	昭和58年1月31日

(オ) 津久見市武道館

名 称	津久見市武道館
所 在 地	津久見市大字津久見浦 3777 番地の 17
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート2階建 柔剣道場・弓道場 延床面積 736.81 m <sup>2</sup>
完成年月日	昭和55年3月25日

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲の詳細は、別途配布する「津久見市スポーツ施設業務仕様書」に基づきますが、基本事項は、次のとおりです。

(1) スポーツ施設の運営に関すること。

ア 人員の配置等に関すること。

イ スポーツ施設の利用申請の受付・許可等に関すること。

(おおいた公共施設予約システムを含む。)

ウ 利用料金の収受に関すること。

エ スポーツ施設の備品について

(2) スポーツ施設の維持管理に関すること。

ア 施設の適正な運営のため、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹木保全等敷地内環境美化を行うこと。

イ 駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。

ウ 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行うこと。

エ 利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるように賠償資力を確保するための適切な保険に加入すること。なお、建物損害保険(火災、落雷等)については市が加入する。

オ 施設維持管理用消耗品(電球、トイレットペーパー等)、事務用消耗品(事務用品、応急処置用医薬品等)、清掃用消耗品(洗剤、清掃用具等)の購入に関すること。

カ 燃料費、光熱水費を支払うこと。

キ 通信運搬費(電話料、郵便料等)を支払うこと。

ク 自動販売機の設置業者と連絡等を行うこと。

(3) スポーツ振興事業に関すること。

ア 市民の健康増進に関する行事の企画開催

イ 津久見市等公共団体とのスポーツ関連行事への協力

(4) 事業報告

ア 指定管理者は、スポーツ施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況等を記載した業務日報を作成し、教育委員会が指定する期間保管し、求めがあった場合は提出すること。

イ 毎月、利用状況及び業務日報(利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策を含む。)に基づいて事業報告書を作成し、教育委員会に報告すること。

ウ 利用状況については、日別、月別及び年度合計等を記した所定の文書を作成すること。

エ 1年に一度、業務内容を総括した事業実績報告書を作成し、教育委員会に報告すること。

(5) その他

ア 緊急時の対策及び防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行うこと。なお、防災対策については、津久見市防災計画に基づいたものとする。

イ 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。

ウ その他スポーツ施設の管理上、教育委員会が必要であると認める業務を行うこと。

#### 4 経理に関する事項

スポーツ施設は、平成18年度から利用料金制を導入しています。そこで指定管理者は、津久見市が支払う指定管理に係る委託料(以下「委託料」という。)の他に、施設利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

(1) 委託料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに四半期に分割して支払います。

なお、支払い方法等詳細については、協定により定めます。

指定管理料として、市が支払う限度額は、1年度当たり20,000千円とします。※委託料には消費税及び地方消費税が含まれます。

(2) 管理口座

スポーツ施設に関する収入及び支出は、スポーツ施設専用の独立した口座で管理してください。

(3) 津久見市が支払う委託料に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 管理費（光熱水費、保守管理費等）

(4) 委託料の他に収入として見込まれるもの

- ア 利用料金
- イ 事業からの収入
- ウ 自動販売機等

5 管理の基準

指定管理者は、津久見市スポーツ施設設置条例及び津久見市スポーツ施設設置条例施行規則に定める管理基準に基づき運営を行います。

詳細は別途配布する「津久見市スポーツ施設業務仕様書」に基づきますが、基本事項は、次のとおりです。

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前8時30分から午後10時00分

休館日 津久見市総合運動公園については毎月第2・第4月曜日

[その日が休日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日〕の場合はその翌日]、12月29日から翌年の1月3日

(2) 利用料金

利用料金は、条例及び条例施行規則に定める額とします。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ教育委員会が認めた場合はこの限りではありません。この場合、津久見市内に事務所を有する企業等を優先してください。

(4) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

- ア 地方自治法

- イ 津久見市スポーツ施設設置条例
- ウ 津久見市スポーツ施設設置条例施行規則
- エ 津久見市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- オ 津久見市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- カ 個人情報の保護に関する法律
- キ 津久見市情報公開条例
- ク 津久見市個人情報保護条例
- ケ その他の関係法令

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して、施設の管理に当たり個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

(6) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知りえた内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様です。

(7) 事業報告等

指定管理者は、以下に挙げる事業報告に関する書類を教育委員会に対して提出してください。

ア 月報の提出

イ 事業実績報告書の提出

指定管理者は、年度末に事業実績報告書を作成し、翌年度の4月末までに報告してください。

(8) 職員配置

業務に熟練した管理人の採用又は十分な研修を受けた管理人を1名常時配置してください。また、受付業務については、市民サービスの低下のないように配慮してください。なお、清掃業務や浄化槽管理業務等に関しましては、専門知識を持つスタッフを配置するか、又はあらかじめ教育委員会が認めた企業等に委託してください。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に努めてください。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

## 6 責任の分担

市と指定管理者の責任分担については、資料1「責任分担表」(P15)をご確認ください。(定めのないリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、市と協議の上、責任分担を決定します。)

## 7 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

## 8 指定管理者の公募に関する事項

### (1) 指定管理者の公募及びスケジュール

スポーツ施設の指定管理実施スケジュールは以下を予定しています。

ア 募集要項・仕様書等の配布	令和元年10月1日(火)～令和元年10月25日(金) 午前8時30分～午後5時 (ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除きます。)
イ 公募に関する質疑の受け付け	令和元年10月21日(月)～令和元年10月25日(金) 午前8時30分～午後5時 (ただし、祝日は除きます。)
ウ 応募者説明会及び施設説明会の実施	場所 津久見市民体育館会議室 日時 令和元年10月31日(木) 午後1時30分～午後4時
エ 申請の受付	令和元年11月5日(火)～令和元年11月8日(金) 午前8時30分～午後5時
オ 面接審査の実施	令和元年11月中旬
カ 選考結果の通知	令和元年11月中旬
キ 指定管理者の指定の手続	令和元年第4回(12月)市議会定例会
ケ 指定管理者との協定締結	令和2年3月末まで
コ 指定管理者による管理の開始	令和2年4月1日から

### (2) 指定管理者公募手続

#### ア 募集要項・仕様書等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、津久見市ホームページからダウンロードできます。また、津久見市教育委員会生涯学習課(津久見市民図書館内)の窓口でも配布します。

イ 公募に関する質疑の受け

公募に関する質疑を以下のとおり受け付けます。

受付期間 令和元年 10 月 21 日(月)～令和元年 10 月 25 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 (ただし、祝日は除きます。)

受付方法 質問書(第 8 号様式)に記入の上、津久見市教育委員会生涯学習課(津久見市民図書館内)の窓口<sup>に</sup>直接お持ちいただくか、郵送、Fax 又は電子メールにて提出してください。(いずれも必着とします。)

※公募に関する質疑の回答は、応募者説明会及び施設説明会において行います。

ウ 応募者説明会及び施設説明会の実施

募集要項の内容、公募に関する質疑の回答、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について以下のとおり説明会を開催します。(応募を予定している団体は、必ず出席してください。)

開催日時 令和元年 10 月 31 日(木)午後 1 時 30 分～午後 4 時

開催場所 津久見市民体育館会議室

参加人数 各団体 3 名以内とします。

申込先 津久見市教育委員会生涯学習課

受付方法 指定管理者応募者説明会参加申込書(第 9 号様式)に記入の上、令和元年 10 月 29 日(火)午後 5 時までに、津久見市教育委員会生涯学習課(津久見市民図書館内)の窓口<sup>に</sup>直接お持ちいただくか、郵送、Fax 又は電子メールにて提出してください。(いずれも必着とします。)

エ 申請の受付

申請書の受け付けを以下のとおり受け付けます。

受付期間 令和元年 11 月 5 日(火)～令和元年 11 月 8 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時

受付方法 津久見市教育委員会生涯学習課に直接持参のこと。

(郵送、Fax 又は電子メールでの提出は、受け付けません。)

オ 面接審査の実施

申請の内容や事業計画の取り組み内容等を直接聴く、ヒアリングを実施します。令和元年 11 月中旬に行う予定ですが、日程等詳細については、後日、応募団体に連絡します。

カ 選考結果の通知

選考結果については、応募団体へ郵送により行います。

キ 指定管理者の指定の手続

指定管理者の指定は、地方自治法の規定により議会の議決を経たうえで決定されます。指定に当たっては、指定団体に通知するとともに、津久見市公告式条例の規定により告示します。なお、指定議案は令和元年第 4 回(12 月)市議会定

例会を予定しています。

ク 指定管理者との協定締結

津久見市と指定管理者との間で令和2年3月末までに協定を締結する予定です。

ケ 指定管理者による管理の開始

令和2年4月1日から指定管理者によるスポーツ施設の管理を開始します。

9 応募に関する事項（応募の資格）

(1) 団体であること。（法人格の有無は問いません。個人での応募はできません。）

(2) 複数の団体により構成される共同事業体による応募について

複数の団体により構成されるグループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。

(3) 団体又はその代表者が次に該当する場合は、申請することができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 消費税、地方消費税、市税等を滞納している者

ク 以下の暴力団関係者排除対象者のいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団関係者である場合

(イ) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

(ウ) 暴力団関係者を使用した場合

(エ) 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

ケ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者

(4) 団体の人員の数、資産の額その他経営の規模及び能力があること。

10 応募書類

申請時に以下の書類を提出してください。

提出部数 原本1部 写し10部

(提出書類は、証明書等を除きA4版とします。)

(1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）

※グループ申請の場合は、グループ申請構成書（第3号様式）も添付すること。

- (2) 団体の概要書（第 2 号様式）
- (3) 事業計画書（第 4 号様式）
- (4) 津久見市スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書、支出明細書（令和 2 年度～令和 6 年度の 5 か年）、津久見市スポーツ施設の保守及び維持管理等の外部委託表（第 5 号様式の 1～3）
- (5) 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類
- (6) 法人にあたっては、
  - ア 当該法人の登記事項証明書
  - イ 過去 3 か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (7) 印鑑証明書（発行から 3 か月以内のもの）
- (8) 納税に関する証明書（発行から 3 か月以内のもの）
  - ア 津久見市税においては完納証明
  - イ 法人事業税の納税証明書（大分県分に限る。）
  - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明

※納税義務がない場合は、指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書を提出すること。（第 7 号様式）
- (9) 申請に際して、該当のない提出書類が生じたときは、指定管理者指定申請に係る申立書（第 6 号様式）を提出してください。

#### 1 1 申請に際しての留意事項

- (1) 複数応募の禁止  
本施設の応募については、応募 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。また、単独で応募した団体は、グループの構成員にはなれません。
- (2) 申請内容の変更の禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 虚偽の記載をした場合の無効  
提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 応募書類の取扱い  
提出された書類は、返却しません。
- (5) 応募の辞退  
申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。  
（第 10 号様式）
- (6) 費用負担  
応募に際して発生する費用は、応募者の負担となります。

## 1.2 審査及び選定に関する事項

### (1) 選定方法

選定委員会は、選定基準に基づき、総合評価方式（書面審査、面接審査）により審査を行い、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

### (2) 選定基準

審査における評価項目の概要と配点は、以下のとおりです。

評 価 項 目	配 点
(1) 施設運営のための基本方針 ア 申請理由（津久見市スポーツ施設の管理を行う意欲について） イ 管理方針（施設管理に当たっての考え方）	(10)
(2) 施設利用の許可業務（施設や設備の利用許可を行うに当たっての基本方針）	(5)
(3) 施設の平等な利用の確保が図られるものであること。 ア 関連する法令、条例等の理解 イ 個人情報の保護措置（管理上知り得た個人情報の保護を図るための方策について） ウ 平等な利用を図るための具体的手法	(15)
(4) 施設の効果を最大限に発揮できるか。 ア 自主企画事業（施設や設備の利用許可を行うに当たっての基本方針） イ 施設利用の促進（市民の施設利用の促進についての考え方） ウ 施設の維持管理についての考え方	(15)
(5) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 ア 効率的運営（管理経費の縮減を図るための方策について）	(10)
(6) 管理体制（職員の配置及び採用についての基本方針） ア 緊急時の対策（防犯、防災、その他緊急時の対策について） イ 必要な人員、職員配置、人材の確保はできているか。 ウ 地元人材の雇用の考え方	(15)
(7) 収支予算書	(10)
(8) 市民の健康増進に関する行事の企画開催	(20)

## 1.3 選定結果の通知

指定管理者の選定の結果は、応募団体に書面で通知します。

#### 1.4 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、市と指定管理者において、指定管理業務に関する管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

協定は、指定期間中の包括的な事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事業等の内容について具体的な事項を定めた「年度別協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項が発生した場合や疑義が生じた場合には、改めて協議することとします。

##### (1) 包括協定に盛り込む事項

- ア 業務に関する基本的事項
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 減免の取扱いに関する事項
- オ 市が支払うべき管理経費に関する基本的な事項
- カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告・業務報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- サ 施設内の事故発生時の対応、市への報告等に関する事項
- シ 市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- ス 施設、設備及び備品等を使用する場合の取扱いに関する事項
- セ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- ソ 協定の改定に関する事項
- タ 利用者のニーズの把握に関する事項
- チ 年度別協定の締結に関する事項
- ツ 管理業務を行うに当たって購入する物品の帰属等に関する事項
- テ 目的外使用許可の取扱いに関する事項
- ト 情報公開に関する事項
- ナ モニタリング及び実績評価に関する事項
- ニ その他必要な事項

##### (2) 年度別協定に盛り込む事項

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- ウ 事業報告に関する事項
- エ その他必要な事項

## 1 5 モニタリング及び実績評価に関する事項

津久見市は指定管理者に対して指定期間中にモニタリング及び実績評価等を実施します。なお、書式等については、協定において定めるものとします。

### (1) モニタリングの実施

当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

### (2) 津久見市は指定管理者に対して事業報告書に基づき提供する業務の水準を把握するため実績評価を行います。

### (3) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったかを評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見やニーズ等を把握し、業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

### (4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、津久見市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

## 1 6 引継業務

協定締結後、指定管理者による管理の開始までの間、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継及び各業務の習得を行っていただきます。ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

## 1 7 その他の事項

### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

#### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

#### イ 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとし、協定において定めるものとします。

#### ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者又は市の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

#### (2) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引継ぎができるよう協力していただきます。

#### (3) 疑義が生じた場合

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、津久見市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

#### (4) 租税公課

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所税務課にお問い合わせください。

### 1.8 添付資料・様式（別添）

- (1) 指定管理者指定申請書（施行規則に定める第1号様式）
- (2) 団体の概要書（第2号様式）
- (3) グループ申請構成書（第3号様式）
- (4) 事業計画書（第4号様式）
- (5) 令和 年度津久見市スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書  
（第5号様式の1）
- (6) 令和 年度津久見市スポーツ施設の管理に関する業務の支出明細書  
（第5号様式の2）
- (7) 津久見市スポーツ施設の保守及び維持管理等の外部委託表（第5号様式の3）
- (8) 指定管理者指定申請に係る申立書（第6号様式）
- (9) 指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書（第7号様式）
- (10) 津久見市スポーツ施設指定管理者募集要項等に関する質問書（第8号様式）
- (11) 指定管理者応募者説明会参加申込書（第9号様式）
- (12) 指定管理者応募辞退届（第10号様式）
- (13) 津久見市スポーツ施設業務仕様書「別添」
- (14) 津久見市スポーツ施設指定管理者募集要項に関する参考資料「別添」

19 資料1「責任分担表」

種 類	内 容	責任分担	
		市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増加		○
金利変動	金利の変動による経費の変動		○
周辺住民対応	指定管理業務の内容に対する苦情・要望		○
	上記以外の苦情・要望	○	
法令変更	施設管理運営に影響を及ぼす法令変更		○
行政的理由による事業内容変更	市の事情により、管理運営業務に変更が生じた場合の経費の増加	○	
不可効力	天変地異又はいずれの責めに帰すことのできない事由による復旧費用	○	
税制変更	税金制度の変更による経費の増加		○
書類の誤り	市作成書類の誤りによる費用の増加	○	
	指定管理者作成書類の誤りによる費用の増加		○
支払いの遅延	市からの遅延が原因	○	
	指定管理者から委託業者への遅延が原因		○
施設（備品）等の損傷	指定管理者の過失によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
第三者への賠償	指定管理者の注意不足によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
セキュリティ	管理不備による情報の漏えい、犯罪等による費用の発生		○
指定期間終了時の費用	指定期間終了時又は期間中に業務廃止した場合の撤収費用		○
保険加入	火災保険・施設の損害保険	○	
	施設損害責任保険（建物内の事故）		○

※ 本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方協議の上決定します。

## 20 問い合わせ先

### 問い合わせ先

津久見市教育委員会 生涯学習課

スポーツ施設管理班

〒879-2431 津久見市大友町5番15号

TEL 0972-82-9527 FAX 0972-85-0081

メールアドレス [tsu-kyoushou@city.tsukumi.lg.jp](mailto:tsu-kyoushou@city.tsukumi.lg.jp)

担当：戸高・伊賀上